

最高裁平成一〇（行ツ）第七三号、一〇・七・一七判決
判 決

上告人 東京都地方労働委員会

右補助参加人 国鉄労働組合

国鉄労働組合東京地方本部

国鉄労働組合東京地方本部新幹線支部

被上告人 東海旅客鉄道株式会社

右当事者間の東京高等裁判所平成七年（行コ）第一七〇号不当労働行為救済命令取消請求事件について、同裁判所が平成九年一〇月三〇日に言い渡した判決に対し、上告人から上告があった。よって、当裁判所は次のとおり判決する。

（主文）

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

（理由）

上告代理人X 1、同X 2、同X 3、同X 4、同X 5の上告理由及び上告補助参加代理人X 6、同X 7、同X 8、同X 9、同X 10、同X 11、同X 12、同X 13、同X 14の上告理由について

所論の点に関する原審の事実認定は、原判決挙示の証拠関係に照らして首肯するに足り、右事実関係の下においては、本件措置が不当労働行為に該当しないとした原審の判断は、正当として是認することができる。原判決に所論の違法はない。原審の右判断は、所論引用の判例に抵触するものではない。論旨は、原審の専権に属する証拠の取捨判断、事実の認定を非難するか、又は独自の見解に立って原判決を論難するものにすぎず、採用することができない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷